

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程</p> <p>平成19年10月24日 19 経教 規程第28号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 オーバーヘッド <u>「平成18年度から平成21年度(第一期中期計画期間)のオーバーヘッドについて」平成19年4月9日付け、産官学連携戦略委員会決定で定めるオーバーヘッドをいう。</u></p> <p>二～四 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 対象経費は、次の各号に掲げる経費で、金額及びオーバーヘッドの率が、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 共同研究費及び寄附金 直接経費が、300万円以上で10%以上のもの</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 オーバーヘッド <u>競争的資金に係る間接経費又はその他の外部資金で一定の率を乗じて算出したものをいい、これらの受入れに伴い間接的に必要となる管理的経費に充てるものをいう。</u></p> <p>二～四 省略(現行どおり)</p> <p>第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 対象経費は、次の各号に掲げる経費で、<u>直接経費</u>の金額及びオーバーヘッドの率が、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 共同研究費及び寄附金 直接経費が、300万円以上で<u>あり、オーバーヘッドの率が10%以上のもの</u></p>	

<p>二 受託研究費及び補助金 直接経費が、1,000万円以上で30%以上のもの</p> <p>第5条 省略</p> <p>(部局への通知)</p> <p>第6条 <u>財務企画チームリーダー</u>は、入金された対象経費等について、半期ごとに取りまとめて、様式1-1及び様式1-2により部局に通知する。</p> <p>第7条 省略</p> <p>(支給希望の有無の確認)</p> <p>第8条 部局は、産官学連携奨励費の支給希望の有無等について、教職員に確認し、その結果を様式1-2により<u>財務企画チームリーダー</u>に報告する。</p> <p>2 教職員は、産官学連携奨励費の支給を希望する場合は、様式2により請求するものとし、当該請求書を速やかに会計担当係に提出しなければならない。</p> <p>3 会計担当係は、前項の請求が適正であることを確認し、第1項の報告書に当該請求書を添付して、<u>財務企画チームリーダー</u>に提出する。</p> <p>(承認手続等)</p> <p>第9条 <u>財務企画チームリーダー</u>は、産官学連携奨励費の教職員への支給又は研究室への配分について、学長の承認を得なければならない。</p> <p>2 <u>財務企画チームリーダー</u>は、前項の承認があった場合は、</p>	<p>二 受託研究費及び補助金 直接経費が、1,000万円以上であり、<u>オーバーヘッドの率が30%以上のもの</u></p> <p>第5条 省略 (現行どおり)</p> <p>(部局への通知)</p> <p>第6条 <u>財務部財務課長</u> (以下「<u>財務課長</u>」という。)は、入金された対象経費等について、半期ごとに取りまとめて、様式1-1及び様式1-2により部局に通知する。</p> <p>第7条 省略 (現行どおり)</p> <p>(支給希望の有無の確認)</p> <p>第8条 部局は、産官学連携奨励費の支給希望の有無等について、教職員に確認し、その結果を様式1-2により<u>財務課長</u>に報告する。</p> <p>2 教職員は、産官学連携奨励費の支給を希望する場合は、様式2により請求するものとし、当該請求書を速やかに会計担当係に提出しなければならない。</p> <p>3 会計担当係は、前項の請求が適正であることを確認し、第1項の報告書に当該請求書を添付して、<u>財務課長</u>に提出する。</p> <p>(承認手続等)</p> <p>第9条 <u>財務課長</u>は、産官学連携奨励費の教職員への支給又は研究室への配分について、学長の承認を得なければならない。</p> <p>2 <u>財務課長</u>は、前項の承認があった場合は、産官学連携奨励</p>	
---	--	--

産官学連携奨励費の教職員への支給については、様式3に前条の請求書を添えて、人事チームリーダーに支出の依頼をし、次条の規定による研究室への配分については、当該部局に予算配分を行う。

(請求額の上限及び上限金額を下回る請求をした場合等)

第10条 第8条第2項の請求については、次の各号に掲げる割合で算出した金額を上限とし、合計金額は、50万円を超えることはできないものとする。また、国、地方公共団体、独立行政法人若しくは国立大学法人から受入れたもの又は交付を受けたものに係る産官学連携奨励費は、請求の対象としない。

- 一 共同研究及び寄附金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の10割
 - 二 受託研究及び補助金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の1割
- 2 次の各号に掲げる金額は、研究室へ配分する。
- 一 前項の規定により請求の対象とならなかった金額
 - 二 請求可能な上限金額を下回る請求をした場合又は請求をしなかった場合における当該金額と上限金額との差額
 - 三 前項第2号の経費に係る産官学連携奨励費の9割の金額

第11条～第13条 省略

附 則 省略

費の教職員への支給については、様式3に前条の請求書を添えて、総務部人事労務課長(以下「人事労務課長」という。)に支出の依頼をし、次条の規定による研究室への配分については、当該部局に予算配分を行う。

(請求額の上限及び上限金額を下回る請求をした場合等)

第10条 第8条第2項の請求については、次の各号に掲げる割合で算出した金額を上限とし、合計金額は、50万円を超えることはできないものとする。また、国、地方公共団体、独立行政法人若しくは国立大学法人から受入れたもの又は交付を受けたもの及びこれらに準ずる受入に係る産官学連携奨励費は、請求の対象としない。

- 一 共同研究及び寄附金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の10割
 - 二 受託研究及び補助金 第5条第2項の産官学連携奨励費の金額の1割
- 2 次の各号に掲げる金額は、研究室へ配分する。
- 一 前項の規定により請求の対象とならなかった金額
 - 二 請求可能な上限金額を下回る請求をした場合又は請求をしなかった場合における当該金額と上限金額との差額
 - 三 前項第2号の経費に係る産官学連携奨励費の9割の金額

第11条～第13条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

<p>(様式1-1)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(各部局予算所掌<u>チームリーダー</u>又は室長) 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>財務企画チームリーダー</u></p> <p>平成 年 月～平成 年 月受入分の産官学連携奨励費 支給対象額及び教職員支給希望の確認について</p> <p>このことについて、別添様式1-2のとおり、産官学連携奨励費対象額をお知らせします。</p> <p>教職員への支給を希望する場合は、様式1-2の「教職員支給請求金額欄」に請求額を記入のうえ、様式2の請求書を添えて、平成 年 月日までに<u>財務企画チーム</u>予算係まで提出願います。</p> <p>なお、本奨励費を教職員へ支給することとなった場合は、対象教職員の給与所得となるため、源泉徴収後の額が支給されますので、ご留意ください。</p> <p>(様式1-2) 省略 (様式2) 省略</p>	<p>(様式1-1)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(各部局予算所掌<u>課長</u>又は室長) 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>財務課長</u></p> <p>平成 年 月～平成 年 月受入分の産官学連携奨励費 支給対象額及び教職員支給希望の確認について</p> <p>このことについて、別添様式1-2のとおり、産官学連携奨励費対象額をお知らせします。</p> <p>教職員への支給を希望する場合は、様式1-2の「教職員支給請求金額欄」に請求額を記入のうえ、様式2の請求書を添えて、平成 年 月日までに<u>財務部財務課</u>予算係まで提出願います。</p> <p>なお、本奨励費を教職員へ支給することとなった場合は、対象教職員の給与所得となるため、源泉徴収後の額が支給されますので、ご留意ください。</p> <p>(様式1-2) 省略(現行どおり) (様式2) 省略(現行どおり)</p>	
---	--	--

<p>(様式3)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><u>人事チームリーダー</u> 殿</p> <p><u>財務企画チームリーダー</u> (法人印省略)</p> <p>産官学連携奨励費の支出について（依頼）</p> <p>このことについて、下記の者に係る手続きをお願い致します。</p> <p>記</p> <p>以下省略</p>	<p>(様式3)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p><u>人事労務課長</u> 殿</p> <p><u>財務課長</u> (法人印省略)</p> <p>産官学連携奨励費の支出について（依頼）</p> <p>このことについて、下記の者に係る手続きをお願い致します。</p> <p>記</p> <p>以下省略（現行どおり）</p>	
--	---	--

附 則（24 経教規程第11号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。